

# 申し込み手続き

## ◆申請期間

- ・利用日の6ヶ月前より当日まで受付

## ◆受付場所・方法

- ・ゆ～さ浅虫内の事務所へ「青森市観光レクリエーション振興施設利用等許可申請書」を直接持参又はFAXにて申込みください。

## ◆施設使用申込申請書

- ・青森市観光レクリエーション振興施設利用等許可申請書

## ◆使用許可書の発行

- ・使用許可書は利用等許可申請書の受付後、2週間以内に発行します。

## ◆使用料の納付

- ・使用料は前納となっております。利用等許可書の発行を受けた日から、15日以内に使用料をお支払いください。

(使用日の15日以内に許可書の発行を受けた場合には、使用日当日までにお支払いください。)

**※なお、期日までに使用料をお支払いいただけない場合には使用許可を取消す場合がございますので、ご注意ください。**

## ◆使用料の還付

- ・お支払いいただいた使用料は、利用者の都合により取り止めされた場合でもお返しできませんのでご注意ください。

- ・ただし、下記に掲げる期間内に「使用料還付申請書」を提出していただいた場合には、使用料の全部又は一定額をお返しします。

青森市観光レクリエーション振興施設（ユース浅虫）使用料還付申請書

- ・下記に掲げる還付申請受付期間及び還付料については、平成20年10月1日以降になされた申請により使用許可を受けた使用に係る使用料の還付についてより適用されます。

還付申請書の受付期間	還付料
使用者の責めに帰することができない場合	使用料の全額
使用日の90日前まで	使用料の全額
使用日の60日前まで	使用料の7割
使用日の30日前まで	使用料の5割

## 施設利用に当たっての留意事項

- ・許可書はユーサ浅虫会議室の使用に携帯し、職員からの要求があったときは、提示してください。
- ・使用料金は、使用する日の利用等許可書交付後指定期日までに必ず納付してください。
- ・ユーサ浅虫会議室を使用する権利は、他人に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ・既に収められた使用料金は、条例に定める以外は、お返しできません。
- ・準備及び後始末は、許可された時間内に利用者側で行ってください。
- ・ユーサ浅虫会議室の使用に当たっては、催し物等の内容を提示し、その他必要な事項を事前に職員と打ち合わせてください。
- ・火災及び盗難の防止等に留意し、施設内外の秩序維持に努めてください。
- ・建物及び付属設備等を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、直ちに、「青森市観光レクリエーション振興施設破損等届」を提出してください。
- ・騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をさせないでください。
- ・施設及び付属設備等の使用に当たっては、職員の指示に従ってください。